

\*\*\*\*\*

第33号

社会経済史学会中国四国部会

2008年2月



編集発行

社会経済史学会

中国四国部会

事務局

\*\*\*\*\*

<特別寄稿>

### 開かれた学会と開かれた全国大会

斎藤 修

(社会経済史学会代表理事、一橋大学)

社会経済史という研究分野は本来的に「開かれた」学問だと思います。社会経済史学会はどんな学問分野をカバーしているのかと聞かれれば、わたしは、経済史を中心だけれども、社会史やその関連領域を包含し、経済学を念頭におくだけではなく歴史学の本流をも視野のなかにいれた分野と答えます。実際、今年の9月末に広島大学において全国大会が開催される社会経済史学会は、「社会史、経済史、法制史、政治史、思想史等ノ研究及普及並ニ此等研究者ノ親睦協同」を目的として1930年12月に発足いたしました。

最近では学際的という言葉が使われますが、その形容詞がもつているニュアンス、出来上がった研究分野と研究分野のあいだに居場所を求めるというよりは、もともとオープンで、他の分野との境界がはっきりしない学問領域として出発したというほうが正確だと思います。この性格は、戦後になっても維持されてきました。経済学や他の社会科学との交流も生まれ、またヨーロッパの学界で起った歴史学の革新の影響も受けとめました。それによって新しい知見と方法論がもたらされました。現在、学会は約1,400名の会員を有していること、とくに1990年代に会員数の増加をみたということも、そのオープンな体質によるところが大きいとおもっておりまます。

学会の三本の柱は、年6回刊行の会誌『社会経済史学』、全国大会、そして北海道、東北、関東、近畿、中国・四国、九州の地方部会活動です。地方部会は——他の学会とは違つて——半独立の自主的な組織というのも、社会経済史学会らしいと私は思います。当然、部会ごとに性格も少しずつ異なってくるわけですが、中国四国部会には他学会の会員も少なくなく、学会をこえた交流の場となつていると伺っています。その中国四国部会の後援を得て、今回、広島大学で全国大会を開催できることは代表理事としてたいへんに嬉しく思っております。大会では、日本・アジア・西洋史の個別報告だけではなく、領域横断的なパネルおよび共通論題セッションがあります。また特別講演では、J·L·ファン・ザンデン教授（オランダ・ユトレヒト大学、国際経済史協会副会長、2009年に開催される国際経済史コングレス・オーガナイザー）がグローバル・ヒストリーの観点からレクチュアをされる予定となっております。

大会プログラムの詳細が最終決定となるにはまだしばらく時間がありますが、9月27-28日には、広島大学で皆さんにお目にかかる 것을楽しみにしております。

\* \* \*

\* \* \*

\* \* \*

\* \* \*

## 高知の自由民権をめぐって

田村安興（高知大学）

いくつかの自由民権運動の潮流について、従来の評価は以下の通りであった。第1の潮流は板垣退助に代表される士族を中心とした流れ、これを愛国社的潮流、士族民権、上流の民権と言われてきた。士族民権という評価ならば土佐派などの運動は明治政権の中核からはずされた不平士族による反乱という側面が強く、幅広い国民運動、社会運動の側面は弱いという評価になる。これに対して、明治15年以降のいわゆる激化事件のなかで立ち上がった民衆運動は幅広い民衆を結集した社会運動という評価がある。この第2の潮流は東北の河野廣中に代表される豪農民権家の流れであり、これ在村的潮流、豪農民権、下流の民権という評価がされている。この二大潮流の他に、嚙鳴社などの都市民権派第三の潮流もあると言われてきた。

従来の研究には 稲田正次『明治憲法成立史』上・下 有斐閣 1960 色川大吉『自由民権』岩波新書 1981 大石嘉一郎『自由民権と大隈・松方財政』東京大学出版会 1989 坂野潤治『近代日本の国家構想』岩波書店 1996 などがある。

土佐の自由民権の評価は上流の民権、士族民権の典型であり、板垣の自由党解党と外遊、爵位授与、帝国議会での土佐派の裏切りなど、土佐派は体制に妥協した不平士族の運動であったという評価が通説である。また土佐の経済史との関連で自由民権を論じた業績は少なかったが、その中でかつて後藤靖は『士族反乱の研究』において、明治初期の土佐商品生産の発展と明治10年代における自由民権の関連を論じているが、土佐の郡と郡外の町村のデータを混同して論じている。そのほか土佐の自由民権運動に関しては家永三郎や外崎光弘などによる植木枝盛などの突出した思想家の実証研究が続けられた。田村安興は『ナショナリズムと自由民権』（清文堂2004年）においてナショナリズム運動として土佐民権運動を論じた。

1981年自由民権100年を記念して開催された第2回自由民権運動全国集会では、関東で開催され、豪農民権、下流の民権を典型的な民権運動として高く評価する報告が相次いだ。これに対して、85年に高知で最後に開催された第3回集会では愛国社的潮流、士族民権、上流の民権と言われてきた高知の民権運動が幅広い民主運動の側面があった事を実証する研究が相次いだ。しかしこれには多くの参加者の賛同を得られなかった。

土佐派の地元高知県内ではこのような全国的な通説に組する議論は少なく、これを評価する議論が主流である。しかし、その中にも2つの流れがあった。一つは土佐を代表する郷土史家であった故平尾道雄氏に代表される幕末勤王運動からの流れを強調する見解であり、平尾道雄氏を高く評価する司馬遼太郎もこの見解である。もう一つは幕末勤王運動との断絶性を強調する見解でありこれは「民主主義運動」、民権派の側からのみ明治初期の歴史をみるという狭い歴史観から出発している。

平尾道雄はかつて、幕末尊王思想と自由民権思想をつなぐ系譜があるとして以下の様に述べた。「近代日本の憲政史を考えるものは、いわゆる土佐派の自由民権思想とその運動を見落とすことはなく、土佐派の自由民権思想を論ずるものは、その先駆者としてかならず

坂本龍馬の名を挙げる。」（平尾道雄『自由民権の系譜－土佐派の場合』高知市立自由民権記念館 1970年6月8頁）

これに対して外崎光広は、民権運動を勤王運動の継続とする議論は自滅した筈であると強く批判した。「『大日本帝国憲法』時代の歴史書には、自由民権運動を維新勤王運動（「王政復古」）の継続だと説く有力な主張があったが、『坂本龍馬記念館』が1991年11月15日高知市に開館後は、『龍馬は自由民権運動の元祖だ』という歌い文句が流布している。龍馬を生んだ土佐と自由民権運動の発祥地を誇る土佐を結びつけることによって、『おくに自慢』の一層の名声をねらった知恵だろうが、これは牽強付会も甚だしい。自由民権運動を維新勤王運動の継続とする主張は、『大日本帝国憲法』の天皇主権時代の所産であったから、1945年の敗戦に伴って新しく制定された『日本国憲法』の民主国家に変ったことによって、民権運動を勤王運動の継続とする議論は自滅した筈であるが、高知にはその余韻がなお続いている。」（外崎光広『高知市立自由民権記念館紀要 NO10』2002年3月「維新勤王運動と自由民権運動の断層」）

筆者は、土佐の民権運動は当然幕末尊王運動の連続性があると思っており、それを無視して外崎氏のように近代民主主義運動の側面を強調することには異論がある。ただし、明治10年代の土佐において政府派に対して民権派の力が県内に強かったがために反体制運動には直接つながらなかったが、この運動は土佐においても幅広い民衆運動のあったことは事実であった。従って士族民権という通説にも疑問を持っている。

この時期は東北においても運動の中心は富裕階層であり、地域の実力者が運動の中心であったことは土佐と同様である。土佐も旧士族と富裕階級は一体であった。しかし、明治初期の土佐には藩政時代の御用商人からの連続性をもつ、豪商とよべるような民権派支持者は存在したが、富裕農民といえどもせいぜい数町歩しか所有しない農民であった。土佐の「豪農」は東北では普通の農民であり、東北のような豪農、富裕農民層は土佐では皆無であった。従って「豪農民権」「士族民権」の区分は意味をなさない。

1998年度、高知大学で開催された社会経済史学会中四国部会の共通論題は「自由民権と土佐」であった。このときの司会は筆者がつとめたが、報告者はいずれも外崎光広の方法に近かった。その中の一人下村公彦は数少ない高知の近代史研究者であったが学会報告後不慮の事故で帰らぬ人となった。いまだその人となりを惜しむ声が絶えない。下村は村会の研究を通じて民権期における農民の研究を行った。

高知の自由民権運動が激化した契機は庶民の生活苦を背景にしていた。土佐の自由民権運動の最盛期は明治10年代後半の、松方デフレ以降である。松方デフレを経て、高知の平野部の農地は3分の1以上の筆が所有権を移転しており、地主制が広範に広がった。就業人口の70%以上が農林水産業に従事し、所得の60%以上を農産物が占めた。農産物の太宗である米の場合、明治14年は不作と価格低落に見舞われ農村の困窮は深まった。税の滞納や借金による破産によって土地を手放さざるを得なくなる農民が増大するなかで、高利貸し・商人・地主などによる土地の集積が始まる。明治10年代民権派の聖地である高知にもデフレの影響は大きく、地域社会に深刻な影響を及ぼし、反政府意識の追い風となつた。生活苦は農民を直撃した。そのことが民権派をはじめとする反政府派の政府攻撃の材料となり、自由民権運動の激化を招く結果となつた。外交・軍事政策に関しても歳出削減のため対外強硬路線をとることができず、民権派からの攻撃を受ける事となつた。

高知県幡多郡では「木芽・草根を探り僅に飢を免るもの多ほし」と報じられた。高知県は米生産高が少ないが、茶や紙、林産加工品、鰹節などの水産加工品など多様な商品生産に特化した地域であった。しかし、県内地租の減少率は全国最下位レベルであった。この時期における土佐の地域経済の疲弊は大きく、酒たばこなど間接税増税への反発も大きかった。植木枝盛が発起人となり高知から全国に広がった酒屋会議、県内だけで2万人に上った3大事件建白書署名運動の背景がここにあった。

\* \* \* \* \*

### 【研究だより】

#### 岡田温と四阪島煙害問題について

川東 峰弘（松山大学）

帝国農会幹事・岡田温（おかだ ゆたか、1870年～1949年）について研究を続いている。今回はその一端、愛媛県農会時代に温が尽力した住友四阪島精錬所の煙害問題について、ファクトファインディングと思われる点、ならびに研究上の問題について中間的考え方を報告する。

住友四阪島精錬所は明治37年8月に一部竣工し、操業を始め、38年1月から本格操業し、東予4郡に煙害をもたらした。以降、越智、周桑郡の被害農民を中心に長年にわたる激しい煙害反対運動が展開され、43年11月、妥協的解決がなされた。その煙害運動にかかわったのが、38年5月、愛媛県農会幹事に就任した岡田温であった。これまでの研究史で、温が明治39年11月『煙害調査書』をまとめ、住友の煙害であることを論証し、農民運動を理論的に支えた点は高く評価されてきたが、今回研究を進めるなかで、温の役割は単にそれだけにとどまるものでないことが判明した。40年9月愛媛県鉛毒調査会の報告書の執筆、41年7月の周桑郡町村長の農商務大臣あての建議文の執筆、41年9月愛媛県選出代議士への現地視察の要請、41年12月愛媛県会での「煙害救済ノ議」の決議文の執筆、42年1月の第25帝国議会における煙害救済の建議文の執筆、その参考資料の『煙害調

査要項』の執筆、42年4月尾道会談における被害農民側の損害賠償額の算定、42年12月の愛媛県会での再度の煙害救済決議文の執筆、43年1月の第26帝国議会における煙害救済の再度の建議文の執筆、43年10月農商務省官邸での住友との協議における被害額の算定など、それらすべて温が執筆し、関与したものであった。煙害反対運動の主体は被害農民であり、その代表の町村長たちであった。それを支えたのが、温であった（川東、原文校閲・脚注『帝国農会幹事 岡田温日記』第3巻、松山大学総合研究所、2007年、参照）。

さて、四阪島の煙害問題は、明治43年11月、大浦兼武農商務大臣、伊沢多喜男知事の裁定により、賠償金支払い（明治38年～40年10万円、41年～43年23万9000円、44年～46年は23万1000円）と鉛量制限（1ヵ年5500万貫、米麦作の重要時期各40日間は1日の鉛量10万貫、10日間は休止）で妥協的に解決した。その妥協、裁定をどう評価するかである。妥協だから双方に不満が残ったことは云うまでもない。被害農民側は、賠償額で大きいなる不満が残った。住友には鉛量制限で大きいなる不満が残った。双方痛み分けと見ることが一応出来る。従来の研究でも、妥協的解決といった評価である。しかし、一步踏み込んで、

どちらがより多く譲歩を迫られたかを深く追求する点が欠けていたように思う。やはり、被害農民側ではないか。住友側は鉱量制限に「過重の負担」「操業上苛烈なる桎梏」などと大いに不満を述べているが（住友本社『別子開坑 250 年史話』476 頁）、四阪島精錬所の明治 38 年以降の焼鉱量の実績を見ると、38 年 2621 万貫、39 年 4184 万貫、40 年 4751 万貫、42 年 5348 万貫、43 年で 5300 万貫であり（一色耕平『愛媛県東予煙害史』182 頁）、5500 万貫以内にとどまっている。伊沢知事は鉱量削減までは裁判しなかったのである。他方、被害農民側は、賠償金額で大幅な譲歩を余儀なくされた。とくに、明治 38 年から 40 年の 3 年間はわずか 10 万円にすぎなかった（岡田温の『四阪島煙害調査要項』によると、米麦損害額計算では 38 年が 22.8 万円、39 年が 32.2 万円、40 年が 34.7 万円であった）。何故、そうなったのか。それは、被害農民側の代表・町村長側が、住友側と意見の一一致が出来ない場合、農商務大臣や伊沢の裁定を仰ぎ、その裁定に「異議ヲ唱ヘザルコト」をはじめから誓約させられていたことが原因であったと思う。それは、伊沢の巧緻な戦略であり、それに町村長側が乗せられた結果である。

また、賠償金の支出に関する研究史上の評価である。伊沢知事は、賠償金を農民個人に配分せず、農事改良費に充用するとし、実際そのように厳格に支出された。それを高く評価しているのが、公害研究の第一人者・宮本憲一氏である。氏は「この地域の農民の運動は、きわめて水準の高いものでした。先の生産制限という方法をとったことにあらわれていますが、なによりも驚くべきことは、賠償金や寄付金を個人に分配せず、すべて地域の公共施設や農事改良にあてたということです。彼らは日本最初の被害者の立場で書いた住民運動史と思われ

る大部の『愛媛県東予煙害史』（1926 年）を出版し、今後こういう公害が二度と起こらないようにと後世の人民に警鐘をならしています。1910 年から 1939 年までの賠償金および寄付金は 848 万円（現在の貨幣価値になおしにくいが、500～800 億円ぐらいの価値になるであろう）、これによって中学校、3 つの農学校、実業学校、女学校、種畜場、農会事務所などの建設と管理の費用がまかなわれたのです。戦後の公害裁判では、イタイイタイ病原告のように、賠償金をもとに清流会館をたて、ここを拠点にいまなお公害防止の活動を続けている立派な人たちがいます。しかし、一部では賠償金をまったく個人の利益に使い、中にはそれをムダに使いはたして困窮している人もいるといいます。それに比べるとこの愛媛県の農民は、巨額の賠償金を一銭も私にせず公益のために使ったのです。その志の高さには頭が下がります」（宮本憲一『環境と開発』岩波書店、133 頁）。

国内および世界の公害研究と被害住民の立場に立って運動に従事された闘う研究者・宮本憲一氏の見解は傾聴に値するものであるが、四阪島精錬所の煙害問題の解決に関しては一面的で、評価のしそうである。住友の賠償金は、県および町村の財政に入り、農事改良、学校建設などのインフラに支出され、長期的には被害農民に役立ったものの、個人にピタ一文も賠償がなされなかつたことは、長年にわたる煙害を受けた農民の被害額や感情からみると、やはり問題があろう。実際被害地数カ村より賠償金の個人分配について要求があったが、県により拒否され、それを煙害問題のリーダーたち（町村長）が受け入れた（愛媛県経済部農務課『愛媛県東予地方ニ於ケル別子銅山煙害問題ノ経過』144 頁）。賠償金を個人に分配せず、農事改良費にあてるというのは、調停者伊沢知事の強い意向であ

ったが、その巧緻な戦略に町村長側は乗せられ、受け入れた。それは、町村長側としては、財政が潤い、それで農業・農民のために行政を行うことが出来るからと思ったのではないか。一色耕平（壬生川町長）にせよ、曾我部右吉（桜井村長）にせよ、確かに、被害農民の立場に立ち、有能なり

＊＊＊

＊＊＊

ダーアリ、町村長であり、知事には逆らえなかつた。そこに運動の限界があつたと思う。なお、伊沢は四阪島煙害問題の解決を「生涯快心の作である」と自画自賛していた（伊沢多喜男伝記編纂委員会『伊沢多喜男』93頁）。

＊＊＊

### 【大会レポート】 倉敷代官役所陣屋元村庄屋小野家の存立構造

山本太郎

報告者は、幕府領支配と地域社会構造との関わりを、支配と地域社会との接点にあたる陣屋元村に視点を据えて分析してきた。備中国窪屋郡倉敷村には延享3年（1746）に代官役所が設置され、陣屋元村になった。代官役所は、人数の少なさや頻繁な異動により、支配機構としては脆弱であったので、管轄下の村々の中に代官役所支配を支える機構が整備された。その主なものは三つある。1 陣屋元村庄屋、2 請負人（陣屋元村に居住し、代官役所の任命または承認により代官役所行財政業務の請負をする人；郷宿・掛屋・用達）、3 組合村一郡中惣代制である。陣屋元村である備中国窪屋郡倉敷村には、このうち1と2があり、3においても倉敷村庄屋は優位的な地位を占めていた。倉敷村は水夫屋敷を中心とした町場が発達した村である。行政区画としては村であるが、実態は都市性を持つ在町であり、村の中に、16の町があった。倉敷村の土地所持の状況を見ると、所持が一部の者に偏在しており、無高層が多かった。ということは、無高でも生活できる職業（雜業、職人、小商売、小作人など）があったということである。近世後期には、倉敷村の豪農商が、地主小作・金融などの経済的関係を展開し、自らを中心としてそれぞれの地域を形成した。

代官役所は19世紀以降、それらの豪農商に格式を与え、献金を獲得し、また、掛屋などの請負人に任命するなど、豪農商を基盤とした地域編成政策を採った。

報告では、近世初期から倉敷村庄屋を勤めた小野家について、村の社会経済構造分析と関係づけながら、経営面を組み込んだ実態を明らかにし、機構面と社会構造面を統一的に把握しようとした。

小野家当主は慶長14年（1609）には倉敷村庄屋として現れる。17世紀の小野家の経営状況を見ると、元和5年（1619）の倉敷村名寄帳では、176人の百姓が登録されているが、助右衛門が71.778石を所持し、村高618.995石の11.6%を占め、突出した存在である。寛永19年（1642）の年貢免割帳では、やはり助右衛門が141.835石を所持し、村高1,387.953石の10.2%を占め、突出している。本田の所持高は1位、古新田の所持高も1位、後新田の所持高は2位で、新田の所持高も多いことから、出資するなど新田開発の推進に主導的役割を果たしたことが伺える。延宝7年（1679）の宗門改帳によると、倉敷村の住人には158のまとまりがあり、庄屋七太夫家族とその借屋人が下人を含めて249人おり、村の人口の約9%を占める。小野家当主は貞享元年（1684）

から享保 7 年（1722）までの、主として譜代藩領の時代に大庄屋に任命され、御用や組合村用を勤めた。

18世紀の初め、宝永 4 年（1707）の宗門改帳によると、大庄屋孫太夫は 176.766 石を所持し、孫太夫一家は 15 人いた。うち下男は 4 人、下女は 6 人で、下男・下女は手作経営に使役したと思われる。元文 2 年（1737）の宗門改帳によると、庄屋猪右衛門の持高は 83.713 石で、猪右衛門一家は 7 人（うち下男 3 人、下女 1 人）である。宝永四年と比較して、土地売却により持高が大きく減少している。このころから小野家が土地を質に入れて借金する事例が現れ、経済的に苦境に陥りつつあることが伺える。延享 3 年（1746）に倉敷代官陣屋が完成すると、倉敷村庄屋小野家は、掛屋・用達として支配の請負人に任命された。また、陣屋元村庄屋であるから、郡中惣代としても優位的な位置を占め、郡中大割入用の監査や割付を行った。つまり、代官役所支配をささえる三つの機構をすべて掌握していた。しかし、天明 4 年（1784）の小野家の債権取立状況を見ると、債権が回収できているものは少なく、債権や年貢、家賃の未進、不足が多い。小野家の経営は、庄屋を勤め、年貢の立替をせざるをえないことも原因で、極めて効率が悪かったことが分かる。更に小野家は、掛屋・用達に任命されたため、倉敷代官陣屋の改築や村々の郡中大割銀滞納のため多額の立替を余儀なくされ、経済的苦境に拍車をかけた。このように、小野家は代官役所支配をささえる三つの機構を掌握したが、それゆえに経済的に苦しくなっていったのである。

19世紀に入り、文政 2 年（1819）の五人組帳によると、庄屋七太夫の所持高はわずか 6.527 石になった。文政 4 年には義麦銀（義麦として蓄えられた銀）からの借金が返せなくなったとされる。しかし、文政 6 年に小野家が 58 人から 97 俵の納米を取り立てていることを考えると、単純に所持高だけでは計れない経済力が残っていることが考えられる。小野家は近世初期から倉敷村庄屋を世襲してきたが、新禄古禄騒動（村役人を独占してきた旧家である古禄と、経済的実力をつけた新興層である新禄との間の村方騒動）のため七太夫は文政 11 年には庄屋を退役した。掛屋もそれ以前に退役した。文政 13 年には大太郎の所持高が 2 石足らずになった。しかし、そのように所持高は極めて減少したにもかかわらず、七太夫の子である丹右衛門（大太郎が改名）は天保 6 年（1835）に代官役所から庄屋役を命ぜられ、弘化 3 年（1846）まで 3 人いる倉敷村庄屋のうちの一人を勤めた。入札なく庄屋になったことに対して、村内で異議を申し立てた者がいたが、内済になった。さらに丹右衛門は、安政期から明治初期まで庄屋格として村政にかかわった。このことから、所持高の激減にもかかわらず、庄屋を世襲した小野家の権威は存続しており、代官役所はそれを利用したと考えられる。明治時代になると、神仏分離により、倉敷村の神社は寺の別当から切り離され、小野家当主が神主に就いた。このことは、村の神社の神主には、庄屋を歴任した小野家の当主がふさわしいと村人により認識されたことを示すと思われる。

#### 【大会レポート】

発表を終って

寄田 栄一（岡山近代史研究会）

社会経済史学会中国四国支部での始めて自由論題の発表を終って、発表の内容が場違いであったとの印象を拭い去ることが出来ませんでした。発表は『幕末に於ける反射炉用耐火煉瓦の製造法』で内容はオランダの大砲鋳造製造法の文献にあった耐火煉瓦の製造方法があり、その翻訳から湿式成形法（現在では行われなくなった方法）であることが判明した。日本では原料、機械、窯等は従来からあったものを使用して、日本で最初の耐火煉瓦が造られた。私としては人力と水力しかしない時代にこんな方法で耐火煉瓦を造ったのかと云うことが判ったことに意義があったのですが、どうも論点が間違っていた気がしました。そこでここでは初めて耐火煉瓦製造した前後の事情を2、3補足説明したいと思います。

(1) 反射炉用耐火煉瓦は陶磁器や瓦の職人が動員されて、生産に従事したと言われています。耐火煉瓦の湿式成形法は陶磁器や瓦の原料、製造方法、窯等に共通点が多く、違和感なく、作業が出来たと思われます。耐火煉瓦は佐賀1号炉と鹿児島1号炉では失敗していますが、意外と早期に成功させています。

(2) ほぼ同時期に耐火煉瓦は造船用ボイラに使用されていますが、こちらは総て輸入されています。なぜ、反射炉では苦労して耐火煉瓦を製造したのかと疑問が残ります。反射炉用耐火煉瓦の量はボイラに比べて比較にならぬほど大量で各種形状の耐火煉瓦が必要で費用面、納入期間でも地元で製造する必要があったと思われます。

(3) 幕末の耐火煉瓦に関する記述は殆どなく、判らない所が多いです。この原因は鉄製大砲を造る目的で反射炉を築造し、その材料としての耐火煉瓦であったため、主の仕事でないため、文献として残っておらず、少ないので記述と『西洋鉄煆鑄造篇』及び発掘された耐火煉瓦の品質結果から推定して結論としました。

(4) 明治時代となり反射炉による鉄製大砲の生産が中止されると耐火煉瓦の製造も中止されてしまいます。工業の中心が東京、大阪に移ると共に耐火煉瓦は総て輸入となってしまいます。この当時の逸話として輸入された耐火煉瓦は高価に見せるため不必要なブリキで覆われていました。役人がブリキに興味を示し、これは何だと聞いたところ、外人は耐火煉瓦のことと思い、BRICK（煉瓦）と答えた。これから錫メッキの鉄板がブリキと言われるようになったと云われています。いかに耐火煉瓦を高く買わされていたか判ります。

明治時代になって反射炉用耐火煉瓦製造に従事していた人は従来の陶磁器や瓦の職人に戻り、製造技術は引き継がれませんでした。新しく東京、大阪で耐火煉瓦の製造が始りますが、外国品との品質差があり、同等品が出来るまでには明治20年代までかかりました。

### 【大会レポート】

#### 地方農書の歴史的意義—美作の農書：徳山敬猛『農業子孫養育草』を事例として—

神立春樹

##### 序 本報告の課題

農書とは近代以前の農事に関する書物である。本報告は岡山県域の一農書を事例と

して、農民身分の者による地方農書の日本近代化における歴史的意義を考察する。

## 1 日本の農書における地方農書

### (1) 農書の推移

①農書の出現は江戸時代の初期である。農政を基本とし、稿本である。②1697(元禄10年)に宮崎安貞『農業全書』が版行される。最初の体系的農書、時代を通じた農書の規範、とされる。全11巻。農事総論、作物栽培法各論、校訂者貝原益軒付録。中国の徐光啓『農政全書』(1639年)の影響を受けつつ、畿内を中心とする商品作物の主産地における集約多肥農法を記す。元禄時代の経済的発達を反映しているものである。農業技術書に徹したものである。版行により広く流布し各地に普及した。③以後、『農業全書』に啓発された農書が作成される。

『耕稼春秋』(土屋又三郎 1707年)、『耕作嘶』(中村喜時 1778年)、『私家農業談』(宮永正運 1788年)など農民的著者による。幕末には『農業自得』(田村吉茂 1841年)など数多くの地方的農書が出現した。④幕末の学者の農書の中には大蔵永常の『農家益』(1802年)や佐藤信淵の『草木六部耕種法』(1833年)のようにいくらか蘭学の影響を受けたものも出現した。⑤明治期に西洋農学が導入され、その役割は後退した。(三橋時雄「農書日本」、金井円「農業全書」)

### (2) 農書における農民的地方農書

①「地域別・主要農書一覧」(古島敏雄編著『農書の時代』1980年)によると、それは北海道1、東北16、関東15、東山・東海8、北陸13、近畿6、中国8、四国9、**九州21**、沖縄3、である。なお、全国宮崎安貞1、大蔵永常17、佐藤信淵4。養蚕書11。②『近世農書の総合的研究』(代表佐藤常雄科学研究所研究成果報告書 1997年)には、いくつかの分類のなかの地域農書85、学者の農書34がある。農民的著者による地方農書が多く作成されている。

### 2 地方農書の一例 徳山敬猛『農業子孫養育草』1826(文政9年)

(1) 1826(文政9年)年、美作国大庭郡上徳山村(現在の岡山県真庭市)、徳山敬猛による手稿本である。構成は、序執筆の動機、本論、跋、からなり、本論は前段・農事一般、後段・各論41項目である。内容は『農業全書』とその内容・叙述が類似しており、そこからの大幅な引用、抜抜による「似せ農書」である。しかし、独自の7項目がある。冷害に耐え得る育苗と田の耕し方、畦塗りによる水漏れの防止、すなわち冷害対策、そして大豆、牛についてである。また、『農業全書』の特質である上糞論はなく、そこからの抜抜はこの地には相応しいものである。このように、この地に適うものとしている。

(2) この農書の地域は、蒜山山麓の気候・土地条件厳しい地である。著者は、この地草創の徳山家、庄屋役家筋の18代当主、本百姓身分(農民)である。家業に励み、勤勉、学・芸に親しんだ者である。著者敬猛の時代に徳山家は所有耕地を拡大、鉄山経営、煙草仲買等の経営活動を行なう。

(3) 本書の特質 中国山地地域の高冷の地、終生をこの地で過し、家業に励んだ人の書である。この「似せ農書」は、実はその地域における農業を踏まえた農書である。

## 3 農民的地方農書の日本近代化における歴史的意義

### (1) 日本の農書の特質

日本は農書も中国から学んだが、中国の農書の共通した特徴は、官僚的・公式的色彩が強いこと、その内容は徹底して技術中心で農家経済に関する叙述が少ないとされている(西嶋定生「農書中国」1970年)。これに対して日本では、この農書のように本百姓身分の者によっても書かれた。これは日本の農書の特質である。

### (2) 近世農民的農書の歴史的意義

農民的農書の示すものは本百姓体制のもとでの農業生産である。宮崎安貞『農業全

書』とそれに啓発され、模した農民的農書は、農業生産そのものの書である。それは、農民が勤勉であることを自明の前提としているものである。

百姓身分の者によるこの農書は、それ自体農民の勤勉さと工夫、読み書きと著述の能力を示すものである。そして、この農民の勤勉さと読み書き能力の所以は、日本の風土と江戸時代＝幕藩制社会の構造にある。相対的に自然条件が恵まれた日本は、大地への働きかけの成果は大きい。成果あってこそその労働意欲である。そして幕藩制社会

はこの働きかける農民が、小経営として生産単位となった時代である。農民の意欲、創意・工夫を引き出し、より勤勉となる社会となった。そして領主層は年貢徵収などを村役を通じて行なうのであり、それは村役層の読み書きを不可欠とする。

勤勉や読み書き力は近代化の重要な条件となる。農民的農書はこの近代化に不可欠な農民の勤勉さや読み書き能力を反映するものであり、近代化の内発的条件が醸されつつあることを示すものといえる。

### 【大会レポート】

#### 明治期における岡山県醤油醸造業と地域経済

前田 昌義（倉敷市立精思高等学校）

##### 1.はじめに

岡山県の醤油醸造業の明治期の状況について検討する。

##### 2.明治期における岡山県醤油醸造業の趨勢

###### ①明治期における岡山県醤油醸造業の全国での位置

岡山県の醤油醸造高は、明治 22 年には全国の 5.1% を占め第 4 位であったが、明治 30 年には 5.0% で 6 位となり、明治 42 年には 4.0% で 6 位となる。これに対して香川県は、明治 22 年には上位 5 位以内には入っていないが、明治 30 年には全国の 5.5% を占め第 4 位となる。ずっと全国上位にいた兵庫県も、明治 22 年の 5.9% から明治 42 年の 7.1% へと対全国比率を上げている。岡山、兵庫は近世以来醤油を京阪神に移出してきた地域、香川は近代に急速に京阪神への醤油移出を拡大させていった地域である。これらから、岡山の地位の低下は、香川・兵庫の醤油醸造業の発展によると考えられる。

###### ②岡山県内の醤油醸造業の地域構成

県内の都市別の醤油醸造高の明治 22～42 年の変化を、大まかにみれば、醸造高最大の児島郡は、停滞的。岡山市も停滞的。邑久郡、上道郡は倍増。浅口郡は増加。都窪郡は 3 倍増である。この間、県全体の醤油醸造高は、若干増加している。移出入では、明治 22～30 年にかけては大幅な移出増加。その後、明治 32 年と明治 37 年は大きく移出を減らし、明治 42 年には明治 30 年程度の移出額になっている。

##### 3.明治期における岡山県醤油醸造業の県外移出

###### ①明治 10 年代における岡山醤油醸造業の県外移出

明治 12 年の『小串村誌』・『阿津村誌』では、多くの醤油がつくられ、大阪・京都へ送られていたことが記述されており、この時期には、児島郡の村では醤油を京都・大阪に移出していたことが確認できる。

###### ②明治 23 年度備前醤油県外移出高

明治 23 年度、備前醤油醸造組合加入者と思われる 64 業者から、68,492 挞の醤油が県外に移出されていた。4 斗樽(3 斗 6 升)

として、24,657.12 石となる。これは、明治 23 年の岡山県の醤油醸造高 55,831 石の 44.2% を占める。業者別では、上道郡三蟠村（岡山市）の北村周造(4,274 挺)、児島郡鉢立村（玉野市）の近藤三郎二(4,020 挺)、児島郡甲浦村（岡山市）の藤澤莊次郎(3,761 挺)の 3 人の移出高が多い。地域別では、児島郡が 63% と大半を占め、中でも甲浦村と鉢立村が 20% を越えている。

#### ③大阪市・京都市への醤油移入

明治 33 年の大阪市の醤油移出入は、移入 37,377.55 トン、移出 15,140.2 トンである。移入量の多い地域は播磨(65.2%)、備前(15.6%)、讃岐(6.0%)、京都(4.7%)で、移出量の多い地域は京都(45.9%)、台湾(7.4%)、大和(6.3%)などである。明治 35 年(1902)の京都市への醤油移入は 73,500 挺で、移入量の多い地域は播州(49.0%)、備前(46.3%)、其他(4.8%)で、京都市からは京都府下及び滋賀県へ 14,700 挺の移出がある。このように、多くの醤油が岡山県から大阪、京都に送られ、大阪、京都に移入される醤油のかなりの部分が岡山県産であり、さらに他地域へ移出された醤油もあったと考えられる。

#### ④明治 39 年～41 年の岡山県醤油の販売先別販売高

明治 39 年～41 年の岡山県醤油の販売先別販売高は、県内売約 6 割、京都及大津が 20% 台前半を占める。

#### ⑤東近藤家文書(玉野市番田)から

備前醤油醸造組合への明治 38 年 11 月～明治 39 年 1 月の醤油移出届では、邑久郡(1,633 挺)、上道郡(1,604 挺)、児島郡(997 挺)を中心に 4,329 挺の醤油が、京都府(3,301 挺、うち京都市が 3,156 挺)、大阪(647 挺)に移出されていた。移出元は、上道郡三蟠村の北村関造(522 挺)、齋藤傳三郎(349 挺)、邑久郡辛島村の岸野五三蔵(478 挺)などである。移出先は、京都の井口左門

(醤油卸商、636 挺)、森脇貞造(525 挺)などである。

#### ⑥藤原元太郎家文書(玉野市八浜町)から

明治 25 年には、八浜町周辺の 18 の醤油醸造家から京都(2,244 挺)を中心に 2,694 挺の醤油が移出されていた。移出元はカネ大(809 挺)など、移出先は京都の井上久四郎(醤油商、480 挺)、島卯之助(醤油卸商、398 挺)、田村新助(374 挺)を中心である。明治 27 年には、8 の醤油醸造家から京都(1,991 挺)を中心に 2,434 挺の醤油が移出されていた。移出元はカネ大(1,364 挺)など、移出先は京都の井上久四郎(457 挺)などである。明治 34 年には、11 の醤油醸造家から京都(1,024 挺)を中心に 1,085 挺の醤油が移出されていた。移出元はカネ大(406 挺)など、移出先は京都の海運社(270 挺)などである。

#### 4、明治期における岡山県醤油醸造業の地域経済での位置・・・八浜町の事例

岡山県、県内の醤油醸造業の中心の児島郡とともに、紡績、織物などが展開し、地域経済に占める醤油醸造業の比率は高くない。しかし、明治 40～42 年の八浜町の重要物産表では、醤油は漁獲を上回る生産額であり、明治 41 年頃の物産移出入では、移出額 272,243 円のうち、醤油移出は 140,000 円を占めていた。

#### 5、終わりに

明治期には、岡山県醤油醸造業は京都・大阪に多くの醤油を移出し、京都・大阪に移入される醤油のかなりの部分を占めていた。その移出先は、醤油問屋を中心であつたと考えられる。しかし、明治 20～30 年代にかけて、急速に発展した香川県等との競争にさらされるようになり、全国での比率を低下させていった。

こうした岡山県醤油醸造業の中心地の児島郡は、紡績、織物などの工業が盛んで、醤油醸造業の地域経済に占める比率は高く

ない。しかし、八浜町について見ると、醤油醸造業が中心産業の一つであった。

### 【大会レポート】

#### 明治期における高島屋経営の発展過程－飯田家同族会の成立と創業経営者の役割－

末田智樹（中部大学）

##### 1. 主な報告内容

現在における無数の小売業経営者の経済活動の原点、並びに小売業経営の経営理念の基盤が、すでに昭和戦前期までの百貨店の創業経営者達によって確立されていたと考える。またそれが戦時によって切断されたかのようにみえるが、戦後以降において呉服系百貨店及び電鉄系百貨店の2つの形態が上手く重なって百貨店業態が見事に復興したとともに著しく伸長し、高度経済成長期以後の幾多の新たな小売業態とその創業経営者達を創出させる重要な要因となっていたと考える。しかしその反面、戦後の小売業態の発展がいつの間にかダイエーの中内功や、イトーヨーカ堂及びセブン-イレブンの経営者・創業者である鈴木敏文などのスーパーマーケットやコンビニエンスストア経営による小売業態発展要因の説明へとすり替えられてしまった感も否めない。もちろん彼らにより生み出された新小売業態の発想や経営理念、経営戦略などは高く評価されるべきであることは周知の事実であるが、それらは顧客重視の接客販売業としての範疇に留まるものであり、小売業態の基本的経営理念は明治中期から昭和戦前期までの都市部を中心とした百貨店業の成立に関わった創業経営者達からクリエイトされたと考えられる。

そこで以上のような観点から探るために、明治中期から昭和戦前期に至る都市型小売業の代表格である百貨店の創業者や経営者に焦点をあてて、彼らの意思決定及び経営活動、そして彼らによる百貨店としての成立過程について解明することが必要と

なる。その意味で今後日本の小売業態の将来を展望するためにも、積極的に商業部門における企業家活動の史的研究を行うことが不可欠な課題であると考える。

このような問題意識を受けて本報告では、最近頻繁に展開している経営統合を除く百貨店としては単独日本一の売上高を誇る株式会社高島屋の明治期の経営をとりあげ、同社の創業者一族であった飯田家を中心に検証を加え、昭和戦前期の日本における大規模小売業の発展要因と、戦後において影響力を持ち続けた百貨店業態の経営理念や経営戦略について究明した。さらに、高島屋における飯田家同族の経営活動が戦後以降も同社の経営者の意思決定に著しく影響を及ぼし、日本の小売業態が発展するまでの始祖的かつ模範的な役割を果たし続けたとの見解に基づき、昭和戦前期までの百貨店業成立過程の研究を大きく前進させるべく分析を行った。

なかでも、人材面では昭和初期以降百貨店間での移動が活発となり、戦後以降もさらに同様の動向が顕著となった。高度経済成長期にはスーパー、コンビニ、専門店などが次々と出現し、百貨店からそれらの小売業態へと人材が流出することで、各種小売業態における経営組織のミドル及びトップマネジメントが形成され、数々の大きな影響を日本の小売業全体に与えてきた。したがって、明治中期から昭和戦前期までに百貨店経営を成立させてきた創業者や経営者の活動そのものに、現在の小売業態における基本的経営理念や経営方針が存在していると考える。とくに、明治期高島屋の創

業経営者であった2代・3代・4代飯田新七の企業家活動を検討することによって、その後の高島屋の百貨店化プロセスを跡付け、今日の高島屋の発展基盤を浮き彫りにし、戦後以降の日本小売業の発展を導いた高島屋の創業経営者及びその一族の役割について明らかにした。

## 2. 報告に対するコメント

上述のような今回の報告に対して大別すると3つのコメントを頂戴したが、まずはご質問並びにご指導をして頂いた諸先生方に心より御礼を申し述べます。第1は、明治期から大正期までの高島屋も含めた百貨店の成立期のなかで取扱商品はどのように変化していったのか。とくに呉服類からどのように商品の幅が拡大していったのか。さらに明治期の高島屋の発展要因は貿易業と呉服業の2つの部門が成立したためと力点を置いた内容であったが、それでは両部門の商品構成とその相関性はどうであったのか。第2は、高島屋の創業者である初代飯田新七が天保2年に作成した4項目の経営理念と、明治36年に4代飯田新七が新たに掲げた経営理念とはどのような関係にあるのか。第3は、昭和戦前期までの高島屋の利益率の急激な上昇の主要な原動力は何であったのか。また問屋との商品の取引関係から高島屋の発展要因は掘り下げられないか、などである。

## 3. 今後の課題

ご質問やご教示に対する私見をすべて記すのは紙面上無理であるため、高島屋の創業期から現在の経営発展までにも貫通する「経営理念」の部分、すなわち本報告の発表要旨にも大きく触れている百貨店業態及び小売業態の展望にとって重要なポイントだと思われる第2のコメントについて、今

後の課題も含めた感想を述べておく。

現代日本における大規模小売業態の歴史の端緒は周知の通り、明治中期から始まり昭和初期にはほぼ今日の外観に連なる姿をみせるに至った百貨店にその起源を辿ることができるし、もっと遡行すれば、その経営的源泉は近世の都市に成立した呉服店に存在していたと考える。その江戸時代の商業経営法を巧みに受け継ぎながら近代的経営へ転換して、昭和戦前期までの段階で日本の近代大規模小売業の出発点として百貨店という小売業態が生まれた事実に注目して報告をした。すなわち、高島屋においても旧来の呉服店主から百貨店の創業経営者となり、明治中後期には現代まで継続させる経営理念と経営組織などの発展基盤を作りあげ、大正中期までには株式会社化を断行して現在80年以上の歴史を有する都市百貨店の原型を確立することができたのである。ところが、これまで経営史研究の分野では当該期の日本企業における創業者や経営者の企業家活動を検討した研究は主に工業部門を中心に夥しい蓄積がなされ、日本で昭和戦前期から永続している大規模小売業態である百貨店の創業者や初期の経営者達の意思決定や経営理念、あるいはその諸活動についてはほとんど皆無と言っても過言ではない状況であった。それを少しでも打開するための研究報告でもあったが、今後は明治中期から昭和戦前期までにかけて日本全国に百貨店を設立させた創業経営者に着目し、その経営理念や経営組織の形成状況を分析することで、日本の商業・サービス業部門における近世から現代までの連続性・非連続性と、さらにグローバルな経済社会における日本的小売業態の将来の有り様がみえてくるものと考えている。

## 【大会レポート】 ネイバーホリディの終焉

### はじめに

軍縮問題は、すぐれて今日的な課題である。現在では核軍縮が主たるイッシャーとなっているが、過去にあっては、毒ガス兵器がまず使用禁止の対象となった。次いで海軍艦艇の保有制限が主たる関心事となり、明治 30 年代からすでに国際会議で論じ始められたが、成果をみるとなく、大正期にも引きつづきハーグでの会議などで論じられてきたが、機が熟することなく過ぎた。そして一方では、むしろ軍拡が国際競争化していった。

ところで、アメリカではすでに 1906 年に各国別に色分けされた戦争戦略がスタートしていた。日本も仮想敵国視されて、「オレンジ・プラン」なるものが策定された。当時のアメリカの対日政策は、日本移民排斥という人種差別から始まり、とりわけ日露戦争における日本の勝利が対日脅威論を煽り、「ロシアの軍隊を撃破した好戦的な國・日本の脅威」として仮想敵国化されたのであった。ポーツマス条約を斡旋したばかりのセオドア・ローズベルト自身によって策定された仮想敵国化であった。

### 海軍軍縮条約の経緯

このアメリカの計画を察知してか否かは定かでないが、日本も 1907 年にはロシアに次ぐ仮想敵国にアメリカを想定した「帝国防方針」を策定した。それは同時に八八艦隊を構想したものでもあった。太平洋をはさんで日米の宿命的な対立構造がスタートしたわけである。アメリカは第一次大戦期の経済的発展に乗って、超スピードの海軍拡充に狂奔し、日本を抜いてイギリスと並ぶ海軍国となった。アメリカは 1922 年、この地歩を確定した時点で自らのリードで、ワシントン海軍軍縮条約を締結し、5・5・3 の比率を強行決定し、日本の主力

艦数を英米の約 60% に限界づけたのであった。ともあれ、ネイバーホリディがスタートしたのである。ついで 1930 年にはほぼ同比率による補助艦艇のロンドン軍縮条約が締結された。それを巡って日本の海軍内部に深刻な対立が顕在化したりもした。ところで、ワシントン条約は 1936 年末までを有効期限としていたから、昭和 10 年前後にその継続か否かが最大の課題となってきたわけである。ここではもっぱら、その時点に照準して経過を検証したい。

### ロンドン海軍軍縮予備交渉

有効期限が切迫してきた 1934 年 5 月、イギリス外相サイモンの名で、アメリカ・日本・フランス・イタリアの 4 か国に会議の招請があり、6 月から 7 月にかけて、ロンドンで非公式の折衝が、ますすすめられた。そのうえで同年 10 月には本格的な予備交渉が開始された。松平駐英大使とともに、山本五十六海軍少将（会議開催中に中将に昇進）が帝国代表に任命された。直前まで山本は海軍航空本部長のポストにあり、「条約派」に擬せられていた。当時、「艦隊派」が、すでに主導権をもっていたなかで、なにゆえに山本が全権に指名されたかは、疑問の多いところである。山本が横浜を出立した日「艦隊派」の総帥加藤寛治大将は「午後 0・52 山本五十六出発、見送盛也。但し山本少し上せ気味、大に托するに不足」

（『続現代史資料』5、1994 年、みすず書房、270 ページ）と、その日記で揶揄っていた。この時期、軍縮継続を巡っては、海軍内部の意見の齟齬にくわえ、海軍と外務省とのあいだにも、見解の差異がかなり大きかった。軍縮から「脱退か否か 联盟脱退の意義如何で 政府内に兩論」（『東京朝日新聞』1933. 2. 25）と報じられていたのであった。一方、連合艦隊司令長官末次

信正大将などは、「艦隊派」らしく「軍縮ニ依ル恒久平和ノ確立ノ如キ痴人ノ迷夢ニ過ギザルハ、…今更贅言ノ要ナカラン」(前掲書、535 ページ)と、すでに断言していた。

またロンドンに集合した全権団のうち佐官クラスの海軍委員と在英大使館員との打ち合わせでは、「此ノ際直チニ華府條約廢棄通告ノ意思ヲ表明ス」(海軍軍令部「會議日誌」)と決定したが、4 日後の松平と山本との打ち合わせでは「華府條約廢棄通告ノ意志アルコトヲ會議ノ劈頭ニ述フルコトハ會議ノ空氣ヲ悪化セシムル虞アリ」(同上資料)と微妙に変化する。外務省筋内部にも海軍内部にも、アプローチのかなりの差が読みとれよう。さて會議の冒頭、まず山本は「吾等大海軍國間ニ於ケル軍縮ノ方法トシテ各國ノ保有シ得ヘキ兵力ノ共通最大限度ヲ規定スルヲ根本義」(同上資料)と、日本の主張を披歴する。これに対しアメリカ代表を中心に、あくまでもワシントン体制の現状維持の妥当性が強く主張される。

加えて山本はまた「航母、主力艦、甲巡ハ之ヲ廢止又ハ縮減」(同上資料)という、かなり大胆な軍縮案すらも提唱する。しかしこの年 10 月 25 日には日本では、すでに 46 センチ砲搭載可能な戦艦(=のちの「大和」)の建造計画が軍令部から艦政本部に下命されていたのであるから、この提唱は空々しいものでもあった。またこの情報を

山本が感知していなかったとすれば、山本は滑稽なピエロを演じていたことになる。

種々議論のなかで山本は「帝國ノ主張ニ…違背セサル如何ナル提案ニ對シテモ之ヲ誠心検討スルノ寛容ト胆力トヲ有セサルヘカラス」(同上資料)と妥協の余地を請訓してもするが、海軍次官長谷川清(「艦隊派」)は、一瞥もなく拒否訓令を出す。山本によれば「英國側ハ會商成否ノ鍵ハ米國ノ極端ナル現比率維持主義ト帝國ノ根本主張トノ間ニ調和點ヲ發見スルニ在ルコトヲ思ヒヌ」(同上資料)とも請訓中に述べていたが、このような英米間の主張の懸隔をもなぜに外交的に有効に利用しえなかつたのであろうか。頑なな海軍「艦隊派」は、徒に建艦競争肯定の責を負つたことになり、日米の当時の経済力の差にも白痴的であったことが悔やまれよう。

かくして日本は同年 12 月 29 日に廃棄通告を手交、さらに 1936 年 1 月 15 日には會議そのものの脱落を通告するにいたる。あえて歴史のイフをいえば、まさにアメリカの術中に嵌ったともいべき愚かさ漂うネイバーホリデイの終焉であった。

### 【大会レポート】

#### シンポジウム「岡山の土地開発—その光と影—」

森元辰昭

大会 2 日目はこのところシンポジウムが組まれてきた。今回も 11 日(日)9:00 より 12:40 まで標記のテーマでシンポジウムが開催された。参加者は 45 名であった。

まず森元がレジュメによって近世期から

現代までの約 400 年間の岡山の土地開発に関する「問題提起」を行い、直ちに報告に入った。

第 1 報告「世界遺産に匹敵する岡山の農業遺産の魅力」(馬場俊介)では、世界遺産登録は①偉人の存在、②後世への影響、③

代表性・希少性、④優れた技術・景観、⑤伝統的文化環境などの条件を満たすことが求められ、岡山藩主池田光政・綱政時代の郡代津田永忠の指導によって建設された花崗岩を使用した石造構造物の歴史的・技術的優秀性を、世界の土木遺産と比較しながら明らかにし、最終的に 14 の遺構に絞られた経緯が説明された。旧閑谷学校・岡山後楽園など大部分は国の史跡・重文指定をうけた遺跡であるが、唯一百間川大水尾旧堤が加わったこと、和気町の地下ダムなど選考に漏れた遺跡でも優れた遺跡があること、などが画像を用いて詳しく報告された。

第 2 報告「岡山県の満蒙開拓史」(青木康嘉) は、岡山県から送出された開拓団員約 2898 人(全国 25 位)のうち、大主上房・七虎・龍爪の各開拓団について、8月 6 日～12 日まで訪問した「龍爪移民団岡山村」の看板などの写真を紹介し、送出の背景について①国策、②経済不況、③町村財政の破綻、④マスメディアの扇動、⑤農村構造と軍隊に招集されない人々の劣等感、などを挙げた。次いで、満蒙開拓青少年義勇軍について報告した。岡山県から第 1 次(1938 年)～第 8 次(1945 年)まで 2703 人(全国第 9 位)が送出されたが、地域的には岡山市は少なく、川上・真庭・小田・上房など岡山県西北部からの送出が多かった。これら開拓団・青少年義勇軍は、1945 年終戦間近になって現地召集され開拓団の 3 分 1、義勇軍の 4 分の 1 が死亡または不明になった。1945 年 8 月のソ連参戦により旧満州はその占領地となり、日本人の逃避行が始まった。その過程でいわゆる「中国残留孤児」問題が発生したが、その内永住帰国した 2 人について紹介、合わせて裁判の論点などが整理されて紹介された。

第 3 報告「笠岡湾干拓の歴史」(木村俊雄) は、24 年の歳月と総工費 300 億円をかけた国営事業で 1990 年に完成した、総

面積 1811ha、内農業エリア 1191ha、工業エリア 460ha、その他 160ha の干拓地の経緯と現状について報告した。当初は稲作地帯創出が目的であったが、「米あまり」の中で「畑作・酪農」への転換が図られ、1984(昭和 59)年に土地配分計画が登場、岡山県・笠岡市の所有する 382ha を畜産經營を支える「粗飼料基地」とすることとなった。しかし、実際の牧草地は 200ha であり、182ha は荒地のままとなっている。岡山県・笠岡市は、この 182ha の利用に関し、「多目的利用」の道を探ることになった。年々笠岡市 2 億円、岡山県 4 億円、牧草地の生産費 1 億円を国に返還することになっており、農業以外への転用を模索したが失敗、笠岡市は農業の「総合産業化」をめざし農地の貸出を始め、「ドール」など 3 社を誘致した。また、経営困難に陥り土地の差押えを受けている入植農家も現れ、必ずしも当初の目的が成功しているとは言えない現状が報告された。

第 4 報告「耕作放棄問題の発生と政策対応」(品部義博) は、農林省統計に基づき、1904 年から 2006 年までの耕地・作付面積の推移から、①戦時期から戦後直後の 1941～1948 年に年間 2、3 万町歩の耕作放棄が発生、②1961(昭和 36) 年以降改廃が拡張を上回るが、1980 年代半ばまでは工場や宅地など都市的潰瘍は拡張によって何とか補填していることが指摘される。次いで、潰瘍・耕作放棄地・不作付地・遊休農地などの統計区分の変遷を明らかにしながら、農業センサスに基づき 1975 年以後の耕作放棄地拡大を位置づける。さらに、借入地面積率と耕作放棄面積率の相関から地域別(全国 13 地区)の特徴を見ると、借入地面積率の低い地域ほど耕作放棄面積率が高いことが明らかにされる。この耕作放棄地の拡大をどのように位置づけるかについて、新たな「社会規範」の構築の必要性を強調

する説やイエ・ムラが継承してきた慣行や規範はなお生き続けており、イエ・ムラの共同体的規範は、より開かれた公共性へと転換される必要がある、との岩本純明・西田美昭らの説を紹介し、報告を終わった。

続いて質疑応答に入り、まず加藤房雄（広島大学）が馬場報告に関して①トクヴィルが注目したラングドックの水門（1681年建設）について、②イギリス牧羊業発展の基礎は白亜紀の地質であったが、岡山の素材である花崗岩についての質問があった。これに対し、①ブリア運河の場合は連続閘門が残っているが、ラングドックはダムから引いた水門が1カ所残っているに過ぎず連続閘門でもないこと、②岡山の花崗岩は節理がきれいに入り、犬島の花崗岩は長尺物の石材に適していること、ヒビが入りやすい庵治石などとの相違を説明した。第2報告に関し、千田武志（広島国際大学）が満蒙開拓の目的について、農村不況や過剩人口も次第に緩和されてきた時期に実施されたのは何故かと質した。これに対し、北辺・防共の守備、満州建国などが目的である。広田弘毅内閣以前は政治的目的が強かったが、以後は関東軍の補強策として日本人を送出したこと、満州国発展のためには人口不足で華北部から移動させたり、日中戦争以後は、「五族協和」の実現のため日本人を必要としたこと、青少年義勇軍は軍にあこがれたこと、満鉄社員などは給料のほか外地手当があったこと、一旗組などが渡満したことが述べられた。

第3報告に対し、田中浩明（岡山近代史研究会）は笠岡干拓で農地を転用した場合の補助金返還の事例があるかを質した。これに対し、多目的利用の転用ではなく、畜産農家が牧用地を牛舎建設に転用した事例がある。経済特区での転用は国が許可せず、現行農地法の範囲内での転用のみであると応じた。第4報告に関し、坂根嘉弘（広島

大学）が岩本純明・西田美昭氏のイエ・ムラの共同体的規範は「より開かれた公共性へと転換」すべきとあるが、これは具体的にどのような像なのか、と質した。これに対し、公共性に着目しないと農地を残すのも困難になっており、非農家・都市住民も参加した新たな公共性を模索する段階であると答えた。坂根は、近世期以来の調和のとれた公共性は、取引費用が高くなるので共同体的規範については慎重であるべきだと意見を述べた。また、定兼学（岡山県立記録資料館）は、児島湾干拓では、1カ所に集めた集落を作った経験から新たな規範を作る必要があるとの意見を述べた。次に、神立春樹（岡山大学名誉教授）は、岡山の土地開発を平野部、中国山地、吉備高原の三区分できるが、耕作放棄地の拡大は3地区で相違するかどうかを含め岡山県地域の特徴は何か、との質問に対し、宿題にしたいと答えた。この点に関し、馬場俊介は県南部でも耕作放棄地が広がっていることをレンゲ祭り日本一（年間6万人）の総社と畑作地帯の牛窓の調査例で報告した。

シンポジウム全体に関し、定兼学は、開発に伴う漁業補償の問題や、土地開発というテーマには例えば戦後の水島コンビナートがあるのではないか、と指摘した。これに対し森元が、岡山における研究の現状、現代の課題を考えるテーマを考えたことにより、当然「落ちてきた問題がある」と答えた。神立春樹は岡山大学環境理工学部で「岡山の土地開発」の共同研究を進めていくことを提言した。伊藤康（鳥取県立公文書館）は笠岡干拓で疎水がどうなっているのかを質問した。木村俊雄は、高梁川から導水管によって水を確保した。水に困っていたこの地域の人々は、干拓によって水が確保出来たことを喜んでいる、とした。最後に千田武志は海の干拓・埋立てに関し、近世と近代、農業と工業での差異について

環境問題を中心研究すること、高梁川河口の埋め立てと上流の砂鉄採取の関係も研

究して欲しいとの要望をだした。以上で、本シンポジウムを閉じた。(※敬称略)

\*\*\*

\*\*\*

\*\*\*

\*\*\*

### 及川順『ドイツ農業革命』について

木部和昭（山口大）

この度、故・及川順先生のご研究をまとめた論文集が刊行されましたので、ご紹介します。

及川先生は、1972年～2003年の約30年間にわたり山口大学経済学部に在職され、西洋経済史の講義と研究を担当されました。残念ながら、退官直後の2003年6月、病により急逝されました。存命中は、この社会経済史学会中国四国部会において、山口の理事として会の運営にご尽力されていたので、ご記憶にある方々も多いかと存じます。

生前より、及川先生はその長年にわたる研究を1冊の本にまとめる 것을強く祈念しておられたのですが、急な病のため、それが叶いませんでした。さぞかしご無念であったと思われます。ただ、亡くなる前に、お兄様・及川博氏にその遺志を託されたそうで、同氏が刊行に向けて尽力されてきました。幸いにも、及川先生の研究分野に詳しい北海道大学名誉教授・石坂昭雄先生をはじめとする方々のご協力を仰ぐことができ、昨年、ようやく上梓の運びとなつたそうです。

本書は、封建制から資本主義への移行期におけるドイツ農業史を取り扱ったもので、「プロイセンにおける農民運動と農民解放」と題する上巻と、「ドイツ農業革命と農法の発展」と題する下巻の、上下2冊より構成されています。折からの厳しい出版事情の中、自費出版の形で刊行されたものであるため、なるべく多くの方に読んでいただければと思い、ここに簡単な紹介をさせていただきました。注文方法は以下をご参照下さい。

及川順『ドイツ農業革命の研究』〔全二巻〕（上巻212頁、下巻300頁）

定価10,000円（本体9,524円）ISBN 978-4-9903774-0-3

【取扱書店】農文協農業書センター

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8 JAビル

TEL 03-3245-7647 FAX 03-3270-2800

【発行者連絡先】及川 博

〒080-0312 北海道河東郡音更町南鈴蘭南2-2

TEL/FAX 0155-31-6475

※発行者である及川博氏に、社会経済史学会中国四国部会の会報で見たといつて直接注文されますと、特別価格8,000円で販売していただけるそうです。

\*\*\*

\*\*\*

\*\*\*

\*\*\*

### 【2007年度社会経済史学会中国四国部会大会記事】

中山富広（事務局長、広島大学）

2007年度の大会は、11月10日（土）・11日（日）に岡山大学経済学部で開催されました。参加者は約50名でしたが、2日目のシンポジウムにも地元の方をはじめ多くの方が参加され、充実したシンポジウムとなりました。関係者各位に厚く御礼申し上げます。

## 《2007年度社会経済史学会中国四国部会大会プログラム》

会場：岡山大学経済学部

### 第1日（11月10日）自由論題報告

#### 第1会場（近世期）

- (1) 倉敷代官役所陣屋元村庄屋小野家の存立構造  
倉敷市役所 山本 太郎
- (2) 地方農書の歴史的意義—美作の農書：徳山敬猛『農業子孫養育草』  
岡山大学名誉教授 神立 春樹
- (3) 近世後期広島藩の金融政策に関する一考察—尾道における両替—  
広島大学大学院生 下向井 紀彦
- (4) 幕末期に於ける反射炉用耐火煉瓦の製造法  
岡山大学 寄田 栄一
- (5) 広島県における朝鮮への漁民の移住について  
備前市立日生西小学校 北脇 義友

#### 第2会場（近代以降）

- (1) 明治期における岡山県醤油醸造業と地域経済  
倉敷市立精思高等学校 前田 昌義
- (2) 明治期広島県における工場の展開  
広島市立大学 富永 憲生
- (3) 明治期における高島屋経営の発展過程—飯田家同族会の成立と創業経営者の役割  
中部大学 末田 智樹
- (4) 1910年代奉天政権の通貨改革—『兌換問題』の解決を中心に—  
岡山大学大学院生 郭 志華
- (5) ネイバーバル・ホリデイの終焉  
岡山大学名誉教授 高橋 衛

### 第2日（11月11日）シンポジウム

#### テーマ「岡山の土地開拓—その光と影—」

- (1) 問題提起  
岡山近代史研究会 森元辰昭
- (2) 世界遺産に匹敵する岡山の農業遺産の魅力  
岡山大学 馬場俊介
- (3) 岡山県の満蒙開拓史—開拓団と満蒙開拓青少年義勇軍—  
岡山県立大安寺高等学校 青木康嘉
- (4) 笠岡湾干拓の歴史  
山陽新聞経済部 木村俊雄
- (5) 耕作放棄問題の発生と政策対応  
岡山大学 品部義博

《2007年度中国四国部会総会記録》

2007年11月10日

#### 議題1. 2008年度役員について

(後掲)

## 議題2. 次回開催地および次々回開催地について

・次回は高知、次々回は山口にお願いすることとした。

## 議題3. その他

### 報告事項1. 2007年度会計報告および監査報告

(同封別紙参照)

### 報告事項2. 会員数の動向

(同封別紙参照)

### 報告事項3. 2007年度活動報告

2007年2月 会報 第31号発行 26ページ

2007年6月 会報 第32号発行 10ページ

《2007年度中国四国部会役員組織》

代表理事；加藤房雄（広島）

理 事；松尾 寿（島根）、伊藤 康（鳥取）、下野克己（岡山）、森元辰昭（岡山）、  
富岡庄一（広島）、千田武志（広島）、木村健二（山口）、村山 聰（香川）、  
三好昭一郎（徳島）、平田桂一（愛媛）、田村安興（高知）

幹 事；山本太郎（岡山）中山富広（広島）、藤田哲雄（広島）、木部和昭（山口）、  
原 直行（香川）、佐藤正志（徳島）、高橋基泰（愛媛）

監 事；勝部眞人（広島）

顧 問；比嘉清松、渡辺則文、高橋 勝、神立春樹、岩橋 勝

事務局；中山富広（事務局長、広島）、勝部眞人（副事務局長、広島）、坂根嘉弘（会  
報編集担当、広島）、富岡庄一（広島）、曾田三郎（広島）

社会経済史学会理事； 松本俊郎（岡山）、加藤房雄（広島）

\* \* \*

\* \* \*

\* \* \*

\* \* \*

### 【編集後記】

本年、2008年9月27日(土)・28日(日)  
に、広島大学経済学部・文学部（東広島市  
鏡山）を会場に、社会経済史学会第77回  
全国大会が開催されます。それにあわせま  
して、本号には、社会経済史学会代表理事  
の斎藤修氏に特別寄稿をお願いいたしまし  
た。快くご執筆をいただきました斎藤氏に

厚くお礼を申し上げる次第でございます。  
なお、大会実行委員長は加藤房雄、事務  
局は坂根嘉弘（事務局長）、勝部眞人、中山  
富広、森田英樹がつとめます。是非、大会  
にご出席いただきますとともに、種々ご協  
力の程をよろしくお願ひ申し上げます。（坂  
根嘉弘）

\* \* \*

\* \* \*

\* \* \*

\* \* \*

社会経済史学会中国四国部会事務局  
〒739-8522 東広島市鏡山1-2-3  
広島大学文学研究科 中山富広研究室  
e-mail : tomihiro@hiroshima-u.ac.jp  
部会HP : <http://home.hiroshima-u.ac.jp/shakeisi/>